

徳島県告示第四百四十二号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定に基づき、令和五年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和五年九月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 試験の日時
令和五年十一月十日（金曜日）午前十時から正午まで
- 二 試験の場所
徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁十一階一〇四会議室
- 三 受験願書の受付期間
令和五年十月十六日（月曜日）から同月二十七日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、同月二十七日までの消印があれば受け付ける。
- 四 受験願書の用紙の請求先
徳島県県土整備部河川整備課、徳島県東部県土整備局及び徳島県総合県民局県土整備部
- 五 受験願書の提出先
徳島市万代町一丁目一番地 徳島県県土整備部河川整備課
- 六 受験手続
受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）様式第九によるもの）に写真（受験願書提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して提出すること。
- 七 受験手数料
八千円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）
- 八 その他
この試験についての問合せは、徳島県県土整備部河川整備課（電話 八八 六二二 二五七一）へすること。